

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
49	特定公的給付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊中市は、特定公的給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊中市長

公表日

令和5年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特定公的給付事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第18号)に基づき、特定公的給付を実施する。 特定個人情報を取り扱う事務 ①子育て世帯生活支援特別給付金 ②子育て世帯への臨時特別給付金 ③住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 ④令和四年度大阪府豊中市生活応援臨時給付金 ⑤電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金
③システムの名称	①コロナ関連給付金システム ②非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム ③共通基盤システム(庁内連携システム) ④団体内統合宛名システム ⑤中間サーバー ⑥住民基本台帳ネットワークシステム ⑦電子申込システム ⑧豊中市生活応援臨時給付金システム ⑨電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子育て世帯特別給付金ファイル、住民税非課税世帯等臨時特別給付金ファイル、豊中市生活応援臨時給付金ファイル、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第一の第100の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第73条 ・豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(以下「番号利用条例」という。) 第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の第121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部 子育て給付課、福祉部 地域共生課
②所属長の役職名	子育て給付課長、地域共生課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係 (豊中市中桜塚3-1-1 (第二庁舎4階) 電話:06-6858-2054)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども未来部 子育て給付課 (豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎3階) 電話番号 06-6858-2221) 福祉部 地域共生課 (豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎3階) 電話番号 06-6858-2217)

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月10日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月10日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用	
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月22日	I-1-②事務の概要	特定個人情報を取り扱う事務 ①子育て世帯生活支援特別給付金 ②子育て世帯への臨時特別給付金 ③住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	特定個人情報を取り扱う事務 ①子育て世帯生活支援特別給付金 ②子育て世帯への臨時特別給付金 ③住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 ④令和四年度大阪府豊中市生活応援臨時給付金	事前	
令和4年10月11日	I-1-③システムの名称		⑧豊中市生活応援臨時給付金システムを追加	事前	
令和4年10月11日	I-2 特定個人情報ファイル名		豊中市生活応援臨時給付金ファイルを追加	事前	
令和5年2月10日	I-1-②事務の概要	特定個人情報を取り扱う事務 ①子育て世帯生活支援特別給付金 ②子育て世帯への臨時特別給付金 ③住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 ④令和四年度大阪府豊中市生活応援臨時給付金	特定個人情報を取り扱う事務 ①子育て世帯生活支援特別給付金 ②子育て世帯への臨時特別給付金 ③住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 ④令和四年度大阪府豊中市生活応援臨時給付金	事後	
令和5年2月10日	I-1-③システムの名称		⑨電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システムを追加	事後	
令和5年2月10日	I-2 特定個人情報ファイル名		電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金ファイルを追加	事後	